

# 島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会

## 第1回会議 議事要旨

|   |  |       |       |
|---|--|-------|-------|
| 開催日時  | 令和2年8月3日（月） 午前10時00分～午後2時35分   |       |       |
| 開催場所  | 松江地方合同庁舎 共用第4会議室   |       |       |
| 出席状況  | 公益を代表する委員  | 出席 3人 | 定数 3人 |
|   | 労働者を代表する委員   | 出席 3人 | 定数 3人 |
|   | 使用者を代表する委員   | 出席 3人 | 定数 3人 |
| 主要議題  | 1 最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について<br>2 関係労働者及び関係使用者の意見聴取について<br>3 最低賃金に関する基礎調査結果について<br>4 島根県最低賃金について |       |       |
| 議 事 要 旨   |  |       |       |
| 1 部会長及び部会長代理が選出された。   |  |       |       |
| 2 部会長が、本日の会議は議事録を非公開とし、議事要旨のみを公開する旨説明した。  |  |       |       |
| 3 賃金室長が、最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用については、第416回本審（7月6日開催）において決定されている旨を説明した。   |  |       |       |
| 4 関係労働者及び関係使用者の意見聴取について審議され、今のところ意見聴取は行わないこととするが、必要があればその時に改めて諮ることとした。  |  |       |       |
| 5 指導官が、最低賃金に関する基礎調査結果について、配付資料に基づき説明した。   |  |       |       |
| 6 島根県最低賃金の方向性等の基本的な考え方について、労使双方の委員から意見が出され、労働者側委員からは7円引き上げの金額が提示された。一方、使用者側委員からは引き上げは行わず、据え置くとの意見が出された。             |  |       |       |
| 7 審議方法を検討した結果、公労、公使協議を行うこととなった。<br><br>(公労協議・公使協議)  |  |       |       |
| 8 部会が再開され、部会長が2円引き上げの時間額792円で諮り、挙手による採決が行われ、全員賛成で決議された。<br>発効日は、令和2年10月1日とすることが確認された。<br><br>(専門部会報告書案と答申文案作成のため休憩) |  |       |       |

- 9 部会が再開し、専門部会報告書案と答申文案がそれぞれ審議、議決された。
- 10 部会長が基準部長に答申文を手交し、部長が謝辞を述べた。
- 11 使用者側委員より、島根労働局及び厚生労働省に対する以下のことについて要望があった。
- (1) 島根労働局に対する要望事項  
最低賃金の未満率の解消については、これまで以上に最低賃金の周知・広報や行政施策の中での対応をお願いしたい。
  - (2) 厚生労働省に対する要望事項
    - ア コロナ禍の中での地方最低賃金審議会を契機に、地域間格差を縮小することを図っていただきたいが、中央最低賃金審議会における資料については、経済的な要素のみの資料だけでなく、生活のしやすさ、暮らしやすさに関する指標を加味した総合指標に配慮された資料の提供をお願いしたい。
    - イ 最低賃金法第9条の「通常の事業の賃金支払能力」に重きを置きたい。その中で、雇用調整助成金等の施策が行われてはいるが、まだ不十分であり、先の見えないコロナ禍において事業の持続化を図るため、様々な助成施策を速やかに進めていただきたい。
    - ウ 今回のコロナ禍を機に、リモートワーク等の時間にとらわれない様々な労働形態が出てきていることから、これに対応するよう、これまでの時間にとらわれた賃金のみではない新しい最低賃金制度も検討していただきたい。
- 12 指導官が意見申出の公示について説明した。
- 13 部会長が、審議会令第6条第7項による当専門部会の廃止を宣言し、議事要旨等署名人に労働側は景山委員、使用者側は森脇委員、公益は部会長を指名し、閉会とした。